

むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務委託

プロポーザル実施要領

令和4年7月

むつ市子どもみらい部子ども家庭課

目 次

1	目的	1
2	業務概要	1
3	提案限度額	1
4	実施形式	1
5	募集開始からのスケジュール	1
6	参加資格	2
7	質疑応答	3
8	参加申込手続	3
9	参加資格の審査・審査結果の通知	4
10	企画提案書等の作成及び提出	4
11	審査方法	4
12	審査結果	5
13	契約方法等	5
14	その他	5
15	問い合わせ先	6

1 目的

この要領は、むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務委託

(2) 業務内容

むつ市教育・保育施設等給付業務管理システム構築業務委託仕様書に記載のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、最優秀者として選定された者の提案内容に応じて変更する場合がある。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

3 提案限度額

3,776,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。
※上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 募集開始からのスケジュール

(1) 公告

令和4年8月1日（月）から令和4年8月12日（金）まで

(2) 説明会

新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況を鑑み、本プロポーザルについての説明会は実施しない。

(3) 質疑応答

令和4年8月9日（火）午後5時まで

(4) 質疑回答

令和4年8月12日（金）当市ホームページにて回答

(5) 参加申込

令和4年8月1日（月）から令和4年8月15日（月）まで

ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

- (6) 参加資格審査
令和4年8月16日（火）から令和4年8月18日（木）まで
 - (7) 参加資格審査の結果通知書の送付
令和4年8月19日（金）
 - (8) 企画提案書等提出
令和4年8月26日（金）から令和4年9月15日（木）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで
 - (9) プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和4年9月21日（水）（予定）
 - (10) 結果通知
令和4年9月26日（月）（予定）
 - (11) 審査結果の公表
令和4年9月28日（水）（予定）
 - (12) 契約締結
令和4年9月下旬（予定）
- ※ただし、各実施日については事務の都合等により変更の可能性あり。

6 参加資格

《有資格者の場合》

- (1) むつ市指名競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止を受けていないこと。

《共通》

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- (5) 過去に教育・保育施設等給付業務管理システム構築・運用保守の実績を有すること。
- (6) 公告の日現在において、青森県内に本社、支店、営業所を有するか、若しくは青森県内の代理店等において、緊急時に担当者の迅速な対応が可能なこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 国税及び地方税について滞納がないこと。

7 質疑応答

質疑がある場合は、次の手順により提出すること。

- (1) 提出方法 質問書（様式第1号）により、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 提出期限 令和4年8月9日（火）午後5時まで
- (3) 提出先 むつ市子どもみらい部子ども家庭課保育グループ
FAX：0175-22-5044
電子メール：kodomokatei@city.mutsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和4年8月12日（金）までに当市ホームページにて回答
- (5) その他 提出期限を過ぎたもの又は指定した方法以外での質問は一切受付しない。

8 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）
- イ 会社概要（様式第3号）
- ウ 業務実績調書（様式第4号）
- エ 誓約書（様式第5号）
- オ 業務実施体制（様式第6号）
- カ 予定業務責任者経歴等（様式第7号）
- キ 協力事業者に関する調書（様式第8号）

《有資格者ではない場合》

- ク 法人事業者にあつては、商業登記法に基づく現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ケ 個人事業者にあつては、市町村が発行する営業証明書及び身分証明書
- コ 財務諸表
申請日直前1年分に係る貸借対照表、損益計算書等
- サ 納税証明書
納税証明書については、国税、都道府県税及び市町村税の全てについて提出すること。（むつ市分については、指定様式を使用のこと。）

- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、提出期限必着）で提出すること。
- (4) 提出期間 令和4年8月1日（月）から令和4年8月15日（月）まで（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (5) 提出先 〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市子どもみらい部子ども家庭課保育グループ

9 参加資格の審査・審査結果の通知

この実施要領に定める資格基準に基づき審査し、当該審査結果を申込み全者に参加資格審査結果通知書（様式第9号）により通知する。

なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求めることができるものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

企画提案書作成要領【別添1】に従い内容を具体的に記述すること。

イ 機能要件一覧表（別添1）

企画提案書作成要領【別添1】に従い記述すること。

ウ 業務実施体制（任意様式）

エ 教育・保育施設等給付業務管理システムパッケージのカタログ

オ 参考見積書（様式第10号）

カ アからエの電子データを格納したCD-ROM

(2) 提出部数

アからエを紙媒体で各10部、オを紙媒体で1部、カは1枚

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便、提出期限必着）で提出すること。

(4) 提出期限 令和4年9月15日（木）午後5時まで

（ただし、土曜、日曜及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(5) 提出先

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市子どもみらい部子ども家庭課保育グループ

11 審査方法

(1) 審査方法は、参加資格要件を満たす者の中から、提出された企画提案書等について書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会が審査する。

※プレゼンテーション及びヒアリングは、新型コロナウイルス感染症対策等の実施状況を鑑み、リモートによるウェブ会議とする場合がある。その場合、ZOOM等の会議ツールは、提案者が用意すること。

ただし、審査委員が視聴する市役所内会場の会議ツールは市で用意する。

(2) 審査項目及び評価項目

区分	評価・審査項目
参加資格審査	1. 業務実施体制について 2. 業務実績について

	3. 責任者の実績について 4. 保有資格について
企業提案審査	1. システム概要及び機能について 2. クラウド構築環境について 3. 導入スケジュールについて 4. サポート体制について 5. 独自提案事項について 6. 見積額について 7. プレゼンテーションについて

12 審査結果

審査結果の通知は、審査を受けたもの全員に対し、プロポーザル審査結果通知書（様式第11号）により通知する。なお、審査の結果、選定されなかった事業者は、当該通知を受けた翌日から起算して7日以内にその理由の説明を求められるものとする。

13 契約方法等

最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、本市と最優秀者は本業務の契約締結交渉を行う。最優秀者が本プロポーザル終了後に本業務参加資格を喪失した場合、又は、市と最優秀者による本業務の締結交渉が不調になった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権が与えられるものとする。

14 その他

- (1) 提出書類の取扱いについて
 - ア 提出されたすべての書類は返却しない。
 - イ 提出後の差替え及び加除修正は認めない。
 - ウ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
 - エ 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 失格事項について

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ プレゼンテーション又はヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合
 - カ 参考見積書の金額が、あらかじめ示された提案限度額を超過した場合

- (3) 参加辞退について
参加表明後の辞退については、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 必要経費について
提出書類の作成及び提出やプレゼンテーション参加に係る費用など、必要な経費は全て提出事業者の負担とする。なお、やむを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止等になった場合でも、全て提出事業者が負担すること。
- (5) 情報公開及び提供について
提出された企画提案書については、むつ市情報公開条例の規定による請求があった場合、第三者に開示することがある。ただし、提出者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合は、あらかじめ文書により申し入れすること。
なお、本プロポーザルに係る事業者の選定前において、決定に影響を及ぼす恐れのある情報については、決定後の開示とする。
- (6) 言語及び通貨単位について
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位については、日本語及び日本円とする。

15 問い合わせ先

むつ市子どもみらい部子ども家庭課保育グループ

〒035-8686

青森県むつ市中央一丁目8番1号

電話 0175-22-1111(内線2523)

FAX 0175-22-5044

電子メール kodomokatei@city.mutsu.lg.jp